

阿賀野市告示第162号

阿賀野市観光戦略プラン策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和8年8月18日

阿賀野市長 加藤 博 幸

阿賀野市観光戦略プラン策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 阿賀野市の観光振興の基本指針となる「阿賀野市観光戦略プラン」を策定するに当たり、観光に関する知識や経験を有する者等から幅広く意見を求めるため、阿賀野市観光戦略プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討し「阿賀野市観光戦略プラン」を策定する。

- (1) 本市の観光の現状及び課題に関すること。
- (2) 本市の観光の目指す姿及び方向性に関すること。
- (3) 本市の観光振興の施策及び取組に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、16人以内をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、阿賀野市産業建設部商工観光課長を充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときには、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代行する。

(委員の委嘱)

第5条 委員は、次に掲げるところにより委員長が委嘱する。

- (1) 観光に関する識見を有する者
- (2) 観光における各分野の最前線にて活動を行う者
- (3) その他委員長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から「阿賀野市観光戦略プラン」の計画期間中に行われる評価検討委員会が終了するまでとする。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見の聴取をすることができる。

(庶務)

第8条 委員会の事務局は、阿賀野市産業建設部商工観光課に置く。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年8月18日から施行する。